

罹災証明書交付申請書

三田市長 あて

(以下□には✓でチェックしてください)

年 月 日

申請者	住所 〒			電話番号() -			
	避難先住所 〒			電話番号() -			
	ふりがな 氏名		生年月日		年	月	日
	罹災者世帯の世帯主との関係		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 同居の親族 <input type="checkbox"/> その他() ※「その他」の場合には、裏面の委任状に記入が必要です。				

罹災証明書の交付について、次のとおり申請します。

罹災者世帯の世帯主 (必須)	住所 〒			電話番号() -			
	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ						
	ふりがな 氏名		生年月日		年	月	日
罹災証明書が必要な方の氏名・続柄・生年月日	<input type="checkbox"/> 世帯主の分のみ <input type="checkbox"/> 下記の世帯員の分が必要 (欄が不足する場合は、裏面の備考欄に記載してください。)						
		氏名	続柄	生年月日	氏名	続柄	生年月日
	ふりがな			年 月 日	ふりがな		年 月 日
	ふりがな			年 月 日	ふりがな		年 月 日
罹災家屋の所在地	三田市						
罹災家屋との関係	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 賃借人等 <input type="checkbox"/> その他()						
罹災原因	(例:令和〇年〇月〇日に発生した地震)						
罹災状況	(例:北側の外壁に1m程度の亀裂が発生した)						
証明書必要数及び提出先等	【必要数】		【提出先 通・理由】 <input type="checkbox"/> 兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済) <input type="checkbox"/> その他()				
自己判定方式の適否	<input type="checkbox"/> 写真を用いた自己判定方式による罹災証明書の交付を希望する。(裏面7参照) ※ 兵庫県のフェニックス共済にご加入の方で、「一部損壊特約」にご利用されたい場合には、現地調査が必要なため、自己判定方式では交付できません。						
添付書類	<input type="checkbox"/> 被害部位がわかる写真(自己判定方式を希望される方は、さらに①「建物の全景(周囲4面・4枚)」と②「表札」の写真が必要です。) <input type="checkbox"/> 罹災家屋の図面(被害箇所が分かるもの。手書きで可) <input type="checkbox"/> 申請者の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証・保険証等)の写し <input type="checkbox"/> その他() ※ 写真に番号をつけ、「罹災家屋の図面」にその番号を付記していただくようお願いします。						
備考	・この証明は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。 ・記入上の留意点は、裏面を参照してください。						

記入上の留意点

- 1 申請者は、申請時に本人であることが確認できるものを提示又はその写しを添付し、「申請者」欄に住所・氏名・電話番号等を記入してください。避難所等での生活のため連絡先が異なる場合は、避難先の居所・連絡先も記入してください。
- 2 代理人の場合は、申請時に代理人本人であることが確認できるものを提示又はその写しを添付し、下記の委任状に記入してください。ただし、代理人が罹災家屋の同居の親族である場合には、委任状は不要です。
- 3 「罹災者世帯の世帯主」欄には、罹災家屋に居住する「世帯主」の住所・氏名等を記入してください。
- 4 「罹災証明書が必要な方の氏名・続柄・生年月日」欄には、提出先によりどなたに関して証明書が必要であるか指定がある場合に記入してください。世帯主名のみで構わない場合は、「世帯主の分のみ」にチェックしてください。
- 5 「罹災原因」欄には、罹災の原因を記入してください。
例:「令和〇年〇月〇日の台風〇〇号の豪雨(暴風)による」
- 6 「罹災状況」欄には、具体的な家屋の被害状況を記入してください。
例:「大雨の増水で1階の床上〇〇cmまで浸水した」
- 7 「自己判定方式の適否」欄には、軽微な被害(例:瓦が数枚破損した程度)で、写真による被害認定を希望し、「準半壊に至らない(一部損壊)」という判定結果に同意できる方は、を入れてください。
この場合、提出いただいた写真により被害認定を行い、職員による現地調査は行いません。**現地調査を省略するため、罹災証明書の迅速な交付が可能ですが、被害程度は「準半壊に至らない(一部損壊)」となります。**
※「準半壊」以上の判定にはなりません。
なお、提出いただいた写真だけでは、被害の程度が「準半壊に至らない(一部損壊)」と判断ができない場合は、通常の現地調査を実施し、その結果に基づいて判定を行います。
- 8 「被害の程度」は、内閣府の定める被害認定基準に基づき、屋根、壁、基礎等の部位別にその表面に現れた被害を調査して認定します。なお、車、カーポート、家具など家屋に該当しないものは、この証明の対象外です。

<備考欄>おもて面の申請書の記載欄が不足する事項があれば記載してください。

委 任 状

年 月 日

三田市長 あて

代理人の住所:

代理人の氏名:

私は、上記の者を代理人と定め、罹災証明書の請求・受領について委任します。

委任者 住所
氏名

印